

## 意見書

平成 26 年 3 月 14 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 26 年2月 13 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案 ―長期増分費用方式に基づく平成 26 年度の接続料等の改定―」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

#### 1. 光ケーブルの経済的耐用年数の延長

光ケーブルの経済的耐用年数を見直しの上延長し、平成 27 年度接続料算定から見直し後の経済的耐用年数を適用すべきと考えます。

「接続料規則の一部を改正する省令案」に対する平成 25 年 11 月 28 日付け弊社共意見としても提出させて頂きましたが、光ケーブルの経済的耐用年数については、光ケーブルの耐久性が十分に反映されておらず実態より短めの推計値となっている可能性があると考えます。従って、長期増分費用モデル研究会等の場において見直しの議論を行い、平成 27 年度の接続料算定から見直し後の経済的耐用年数を適用して頂きたいと考えます。

#### 2. 次期モデルの早期適用

次期モデルは原則平成 28 年度からの適用とされていますが、平成 28 年度より早期に適用するよう議論すべきと考えます。

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方 答申」(平成 24 年 9 月 25 日付け)には、「IP網への移行の進展等により、電気通信分野を取り巻く環境は今後急速に変化していくことも見込まれるため、適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、今後の環境変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当」と記載されています。この、「算定方式の前提としている事項が大きく変化すること」は、平成 24 年 6 月 29 日の第 19 回接続政策委員会で議論があったとおり、IP 網への移行が見込みより急速に進展した場合や次期モデルが早期完成した場合等も含め広く想定し得ることから、次期モデル完成後速やかに平成 28 年度より早期の適用に向けた議論を接続政策委員会で実施すべきと考えます。

以上